

職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、以下のとおり公表します。

処分対象者

市長部局 男性職員（30代）

処分年月日

令和7年9月17日

処分内容

戒告

事案の概要

令和6年度に担当していた業務において、処理すべき事務の遅滞を繰り返し、支払いの遅延及び不要な料金の支出を発生させた。

管理監督者の処分

処分対象者に対して注意を行い、部署内での確認等も行われていたが、事案の発生を防ぐことができなかったため、同日付けで当時の課長を口頭注意とした。